

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇訓令 用水改良事業所処務規程

◇告示 土地改良区の定款変更認可

肥料の登録有効期間の更新

土地改良区から理事の氏名、住所の届出

右 同 家畜傳染病予防法第六条による命令

土地改良区の定款変更認可

◇人委規則 人事委員会の権限を事務局長に委任する規則を廢止する規則

訓 令

鳥取県訓令第二十六号

用 水 改 良 事 業 所

用水改良事業所処務規程を次のように定める。
昭和二十八年十月九日

第三条 所長は、当該年度において執行する工事につき、予算の範囲内で実施設計書を調製し、起工についての意見を知事に具申しなければならない。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

用水改良事業所処務規程

(総則)

第一条 用水改良事業所（以下「事業所」という。）の処務については、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

（分掌事務）

第二条 事業所は、次に掲げる農業水利改良事業の事務をつかさどる。

- 一 調査設計に関すること
- 二 工事監督に関すること
- 三 用地買収並びに補償に関すること
- 四 その他特に命ぜられたこと

(起工)

(工事の変更)

第四条 起工決裁後、工事の変更を要するときは、設計書（新旧対照設計とし、旧設計は朱書、新設計は墨書き）を調製し、その事由を附し知事に提出しなければならない。

(工期の延長)

第五条 所長は、工事着手又は完成延期願を受理したときは、その延期を要する事由及び日数を調査し、意見を附して知事に進達しなければならない。

(工事出来形及び完成の検査)

第六条 所長は、工事の出来高に対する検査の請求書又は工事完成の届書を受理したときは、第七条第一項但書の場合を除き実地調査の上、検査の必要を認めたときは請求書又は届書の欄外に検査を要する旨を記載し、これに認印して知事に進達しなければならない。

第七条 工事出来形又は完成の検査は、所長及び知事が命ずる技術吏員が行うものとする。但し、金額五十万円未満の工事又は知事が特に必要ないと認める工事

については、所長が検査することができる。

2 所長は、前項の検査が完了したときは、出来形検定書又はしゆん功検定書（第一号様式）を作成し請負代金の請求書とともに知事に進達しなければならない。

3 検査にあつては、関係者を現地に立ち会わせなければならない。

(用地等の買収又は補償)

第八条 所長は、工事執行のため、用地等の買収又は地上物件の移転、除却等による補償を必要とするときは、調書（第二号様式、第二号様式の二）を作成し知事に提出しなければならない。

(不用ととなつた土地又は物件)

第九条 所長は、工事執行の結果、不用となつた土地又は物件があるときは、調書を作成し、不用となつた日から十日以内にこれを知事に提出して、その指揮を受けなければならない。

(災害の場合の措置)

第十条 所長は、災害により、現に工事中の施設又は一

部完成した施設に被害があつたときは、その概況を速報するとともに、その状況を調査し、被害状況及び復旧計画の詳細を災害復旧事業計画書（第三号様式）により、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(所長の出張)

第十二条 所長が県外に出張しようとするときは、用務、出張先及び期間を明らかにして、農林部長の承認を受ければならない。

(専決事項)

第十三条 次に掲げる事項は、所長において専決することができる。

一 災害又は予期することができない障害若しくは災害を防止するため、上司の指揮を受けるいとまがないとき臨機の処置を講ずること

二 工事上緊急を要する場合工事の中間検査をすること並びに作業中止を命ずること

三 設計変更その他理由により工事の作業中止を命ずること

四 その他軽易なこと

2 所長は、前項各号に掲げる事項につき専決処理したときは、関係書類を添えてすみやかに知事に報告しなければならない。

(意見具申)

第十四条 所長は、次の各号に掲げる場合には、その处置につき知事に意見を具申しなければならない。

一 設計変更その他の理由により請負契約の解除を要するとの認めがあるとき

二 請負契約書に基き処分を要するがあるとき

三 契約期間内に工事のしゆん功又は材料の完納を期し難いと認めるとき

四 その他重要と認めることがあるとき

(備付帳簿)

第十五条 所長は、次の帳簿を備えつけ整理して置かなければならぬ。

一 履歴書

二 出勤簿

(事業成績書及び工事出来形調書)

第十六条 所長は、毎年五月末日までに事業成績書（第十三号様式）及び工事出来形調書（第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

(事務処理)

第十七条 文書事務の処理については、鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号）を準用する。

(事務の引継)

第十八条 所長が転職、免職又は退職した場合は、引継書及び簿冊目録を作成し、後任者又は知事が指定した吏員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を終つたときは、連署の上その状況を知事に報告しなければならない。

3 事業所が廃止されたときは、所長は引継書及び簿冊目録を作成し、耕地課長に引き継がなければならない。

(臨時出張所)

第十九条 所長は、工事監督上必要があると認める場合

には、知事の承認を受けて、臨時に出張所を設けることができる。

(雑則)

第二十条 所長は、この規程の施行に当つて必要な細則を定めることができる。

2 前項の細則を定めたときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 鳥取県農業水利改良事業出張所事務規程（昭和六年九月鳥取県訓令乙第百十六号）は、廃止する。

3 この訓令施行の際現に使用中の從前の規程による簿冊及び様式類で、用紙の残存するものは、この規程の定めるところにかかわらず、これを使用することができる。

三 勤務日誌（第四号様式）

四 宿日直日誌

五 宿日直命令簿

六 超過勤務及び休日勤務命令簿

七 旅行命令簿

八 備品整理簿

九 消耗品受払簿

十 郵便切手受払簿

十一 市外電話記録簿（第五号様式）

十二 人夫就労表（第六号様式）

十三 賃金台帳（第七号様式）

十四 文書受発件名簿

十五 送達簿

十六 工事監督日誌（第八号様式）

十七 材料受払簿（第九号様式）

十八 往復文書綴

十九 事業計画書及び実施設計書綴

二十 用地買収及び補償関係綴

二十一 調査試験関係綴

二十二 その他必要な書類

(報告)

第十五条 所長は、次の事項につき知事に報告しなければならない。

一 所員勤務状況報告（第十号様式）

二 郵便切手精算報告

三 市外電話使用報告（第十一号様式）

四 工事進捗状況報告（第十二号様式）

五 調査試験報告

六 その他知事が命じた事項

2 前項第一号から第四号までの報告については、その月分を翌月五日までに、第五号及び第六号についてはそのつど報告するものとする。

3 所長は、鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）第六十一条の規定による地方事務所長の指揮監督を受けたときは、そのてん末につき農林部長に報告しなければならない。

00956

第2455号 6

昭和28年10月9日 金曜日 島取県公報

第一号様式

出来形(しゅん功)検定書

年 度	事 業 名
工 事 場 所	竣 功 年 月 日
工 事 名 称	請負人住所氏名
設 計 金 額	立会人民名
請 負 金 額	
内 訳	今回交付する額 前回までの交付済額 追つて交付すべき額
合 計	
請負金相当額	前回までの交付済額
内 訳	今回交付する額 請負金相当額の何割以内 追つて交付すべき額

00957

第2455号

昭和28年10月9日 金曜日 島取県公報

上記のとおり検定しました。

年 月 日

検査員 氏 名 国

鳥取県知事 氏

名 殿

備 考

1 出來形数量に対する單価表、数量計算表(書)及び図面を添付すること。

2 図面では今回出来形部分を赤色、前回までの出来形部分を黄色で表わすこと。

3 前回までの交付済額は朱書すること。

00958

号 8

(1) 総括表

、土 地 買 收 調 善

摘要
要覽
地圖
地圖
單價
金額
收買

田 烟 反

宅地何處

昭和28年10月9日 金曜日 鳥取県公報 第2455号

四

市町村	大字	字	地番	台帳	現況	地積	等級	賃販格	地積	単価	金額	住所	氏名	摘要
				反		円		反	円		円			

又復半曉未之亦知其所以爲也，心之謂也。故曰：

貰取地一覽圖を添付すること。

第一號樣式

家屋移転補償 種	目	數	量	單	恤	金	額	摘要
-------------	---	---	---	---	---	---	---	----

土	藏
何	々
作補償	

(2) 明細書

市町村	大字	字	地番	物件の名称	数量	補償単価	補償金	被 住 所	補 償 者 氏 名	摘要
-----	----	---	----	-------	----	------	-----	-------------	-----------------------	----

9 昭和28年10月9日 金曜日 鳥取県公報 第2455号

備考
1 補償単価はその算定の基礎を別紙に記載し添付すること。
2 補償箇所を示す図面を添付すること。

第三号様式

何 災害復旧事業計画書

一 事 業 名

二 所 在 地

三 災害の原因及び被害状況

(1) 発生期日及び災害の原因

(2) 被害内容及び被害額(被害写真を必ず添付すること。)

(3) その他特記すべき事項

四 気象状況

五 復旧事業計画

六 工費明細書

00961

11 昭和28年10月9日 金曜日 鳥取県公報 第2455号

00960

10 第2455号 公報 島取県 金曜日 9月10日

第2455号

第四号様式

勤務日誌

所長印	月	日	曜日	天候	事記
所員の行動					
来所人の要領					
その他の事項					

第五号様式

市外電話記録簿

所長印	年月日	通話先	種別	通話数	料金	用件	使用者印

00963

00962

13 昭和28年10月9日 金曜日 鳥取県公報 第2455号

昭和28年10月9日 金曜日 鳥取県公報 第2455号 12

第六號樣式

人夫就勞表

第七號樣式

金口真言

第八号様式

工事監督日誌		所長印			
		月 日	曜日	天候	監督員職氏名(印)
労務者の職種別出役状況					
工事材料の搬入の状況					
支給材料の受取状況					
工事材料の使用状況					
作業状況					
電力水道機械などの使用状況					
工事の予定工程に対する実績					
その他参考となるべき事項					

00966

昭28年10月9日 金曜日 取 県 公 報 第2455号 16

昭28年10月9日 金曜日 取 県 公 報 第2455号

何用水路	
何号開渠	
堀さく	
何々	
何号暗渠	
何々	
合計	

備考 1 工種欄は設計書費目により記載すること

2 数量は%によらホーメートル、立方メートル、平方メートル等による数量で記載すること

3 金額欄は出来高数量に対する金額を記載すること

00967

第2455号

昭和28年10月9日 金曜日 取 県 公 報

第十三号様式

昭和

年度事業成績書

地区名

1 工事施行の方法及び状況

(註) 請負直営の区分並びに施工状況を記載すること

2 工事進捗の状況

種別	前年度までに施工した工事の程度	本年度までに施工した工事の程度	翌年度以降に残存する工事の程度	附記
工事費				
築堤工				
～用水路工				
揚水機工				
機械器具費				

17

昭和28年10月9日 金曜日 島取県公報

00969

第2455号

昭和28年10月9日 金曜日 島取県公報

第十四号様式

工事出来形調書

工種 施行箇所又は番号 数量 出來形金額

請食直營 計

・附記

何々幹線水路					
土工	自測点	号	延長 切盛土	メートル 立方メートル	
土工	至測点	号	延長 切盛土	メートル 立方メートル	

計					
護岸工	自測点	号	コンクリート護岸 両岸延長	メートル	
護岸工	至測点	号	板樋護岸両岸 延長	メートル	

計					
橋梁工	測点号橋梁	号又は	何割何分		
橋梁工	第何号橋梁	号又は	何割何分		

計					
備考	1	工事出來形一覽図を添付すること			

2 一工種で工事期間二年以上にわたるものはその出來形図(年度別に記入したもの)を添付すること

仮設工事費	
雑工事費	
用地買收費	
補償費	

(註) 進捗歩合はなるべく事業量により算出すること

3 工事施行後の効果

(註) 全工事完了後及び当該年度工事完了による増産効果を米換算石数にて記載する外水利紛争の解決防止

又は失業救済に対する効果(職業安定所を通じ雇用した失業者の数等)を具体的に記載すること

4 その他重要な事項

(註) 他事業との関連事業資金等について記載すること

告 示

鳥取県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条

第二項の規定により、社村輪王寺土地改良区の定款変更

について、昭和二十八年十月五日認可した。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 武

番号 登録 肥料の名称 生産業者の住所氏名 年月日 書換した 書換事項（有効期間更新）

二四

五、三
菜種油粕

東伯郡社村大字不入岡三一〇

田中 久雄

二八、六、二三一

昭和二十八年七月二十三日

昭和三十一年七月二十三日

一四三

四、五
西伯郡春日村一部三〇九

田中 義夫

七、一九

昭和二十八年八月二十一日

昭和三十一年八月二十一日

一五一

五、三
大幡村大字遠藤

仲田 松代

七、二〇

昭和二十八年七月二十一日

昭和三十一年七月二十一日

一五二

五、二
賀野村大字市山八八五

岡田 武幸

八、一〇

昭和二十八年八月二十一日

昭和三十一年八月二十一日

一五四

五、三
淀江町淀江三二〇

陶山 義輝

八、一〇

昭和二十八年八月二十一日

昭和三十一年八月二十一日

一七五

五、二
大和村大字佐倅四九六

松井 規

九月十一日

昭和二十八年九月十一日

昭和三十一年九月十一日

一七八

〃
米子市安部八六一

平尾 武義

八、一〇

昭和二十八年九月十一日

昭和三十一年九月十一日

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条の規定に基き次のとおり肥料の登録有効期間を更新した。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 武

番号 登録 肥料の名称 生産業者の住所氏名 年月日 書換した 書換事項（有効期間更新）

二四

五、三
菜種油粕

東伯郡社村大字不入岡三一〇

田中 久雄

二八、六、二三一

昭和二十八年七月二十三日

昭和三十一年七月二十三日

一四三

四、五
西伯郡春日村一部三〇九

田中 義夫

七、一九

昭和二十八年八月二十一日

昭和三十一年八月二十一日

一五一

五、三
大幡村大字遠藤

仲田 松代

七、二〇

昭和二十八年七月二十一日

昭和三十一年七月二十一日

一五二

五、二
賀野村大字市山八八五

岡田 武幸

八、一〇

昭和二十八年八月二十一日

昭和三十一年八月二十一日

一五四

五、三
淀江町淀江三二〇

陶山 義輝

八、一〇

昭和二十八年八月二十一日

昭和三十一年八月二十一日

一七五

五、二
大和村大字佐倅四九六

松井 規

九月十一日

昭和二十八年九月十一日

昭和三十一年九月十一日

一七八

〃
米子市安部八六一

平尾 武義

八、一〇

昭和二十八年九月十一日

昭和三十一年九月十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条

第九項の規定により、次のように社村妻箇崎堰土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条

第二項の規定により、氣高郡東郷村本高土地改良区の定款変更について昭和二十八年十月五日認可した。

高 松 清太郎 東伯郡北谷村大字三江

昭和二十八年十月九日

鳥取県知事職務代理人

木 武

鳥取県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条

第二項の規定により、大御門市市谷土地改良区の定款変更について昭和二十八年十月五日認可した。

前の神戸村

七日 前の湖山村

八日 前の千代水村

九日 前の大正村

前の豊実村、前の東郷村、前の明治村 前の豊実村

十二日 前の美穂村

十三日 鳥取市美保

十四日 岩美郡宇倍野村

十五日 米里村

十六日 鳥取旧市内

十七日 同上

結核検査はいずれの地区も注射後三日目を判定日とする。

人事委員会規則

人事委員会の権限を事務局長に委任する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月九日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣

鳥取県人事委員会規則第七号
 人事委員会の権限を事務局長に委任する規則を廃止する規則
 人事委員会の権限を事務局長に委任する規則（昭和二十八年鳥取県人事委員会規則第六号）は、廃止する。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。